

## 緊急輸送ルート等の沿道建築物に係る耐震化の推進

### 1 耐震診断義務付けの背景等

#### (1) 背景

阪神・淡路大震災（平成 7 年）や熊本地震（平成 28 年）では、道路沿いの建物などが倒壊し、自衛隊や消防、警察などの応援部隊の緊急車両の通行が妨げられ、災害拠点における応急対策に支障をきたしました。

#### (2) 法律の改正

平成 25 年に、地震発生時における緊急車両の通行等を確保するため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）が改正されました。

これにより、防災上重要な道路沿いにおいて、倒壊により前面道路の幅員の過半を閉塞するおそれのある建築物について、耐震診断の実施・結果報告の義務付けができるようになりました。

#### (3) 県の対応

平成 27～30 年度に実施した測量調査を基に、各市町の協力を得て、対象の建築物を特定しました。

また、平成 31 年 4 月に耐震改修促進計画を改定し、防災上重要な道路（約 690km）を位置付けるとともに、その沿道建築物の所有者に対して、耐震診断の実施と令和 4 年 3 月までの結果報告を義務付けました。

その後の結果報告を受けて、耐震改修促進法に基づき、令和 5 年 1 月に耐震診断結果を公表しました。



平成 7 年阪神・淡路大震災(出典:神戸市 HP)



平成 28 年 熊本地震



平成 28 年 熊本地震

#### <耐震診断義務付け対象建築物（次の全てに該当するもの）>

- ・ 静岡県耐震改修促進計画に記載された道路に接するもの
- ・ 昭和 56 年 5 月 31 日以前に新築の工事に着手したもの（旧耐震基準建築物）
- ・ 地震によって倒壊した場合に前面道路の幅員の過半を閉塞するおそれのあるもの

#### <前面道路の幅員の過半を閉塞するおそれのある建築物（イメージ）>

①前面道路幅員が 12m を超える場合	②前面道路幅員が 12m 以下の場合
建物高さが「 $L/2 + d$ 」を超えるもの	建物高さが「 $6 + d$ 」を超えるもの

凡例：L 前面道路幅員、d 道路境界から建築物までの距離

## 2 耐震診断義務付け対象道路（防災上重要な道路）

平成 31 年 4 月に、下表の道路を静岡県耐震改修促進計画に記載しました。  
 （静岡県耐震改修促進計画 本編 P20、P35～57、資料編 P116～131 参照）

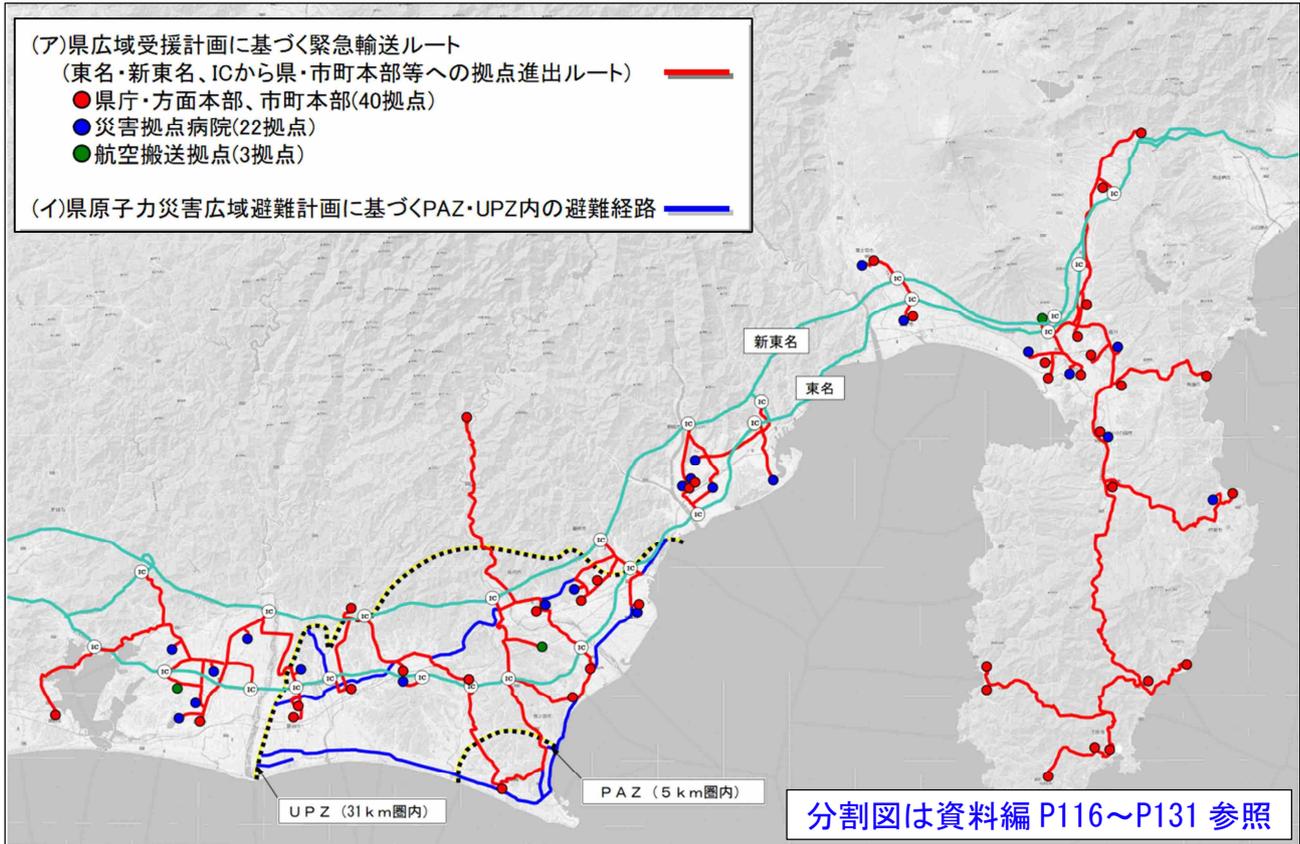
耐震診断義務付け対象道路	道路延長
ア 県広域受援計画に基づく緊急輸送ルートのうち、東名・新東名の IC と県・市町災害対策本部(40)、災害拠点病院(22)、航空搬送拠点(3)を結ぶルート(計 65 拠点) 【考え方】 県広域受援計画で早期（目標 1～2 日）に拠点確保が必要な 65 拠点施設へのルート	約 580 k m
イ 県浜岡地域原子力災害避難計画に基づく PAZ・UPZ 内の避難経路 【考え方】 地震発生直後に、原子力災害が発生、又はそのおそれがある場合に、早期退避が必要な避難路	約 110 k m
合 計	約 690 k m

### <静岡県耐震改修促進計画 本編の記載例>

別表 1 緊急輸送ルート一覧表

地域	賀茂地域		
種別	県本部・方面本部、市町本部		
拠点名	静岡県賀茂危機管理庁舎	下田市役所	東伊豆町役場
東名	【起点】沼津IC ↓ 国道1号(東駿河湾環状道路) 田方群函南町間宮地内(函南塚本IC) ↓ 国道136号(伊豆中央道・修善寺道路・天城北道路) 伊豆市矢熊地内(月ヶ瀬IC) ↓ 国道414号 賀茂郡河津町下佐ヶ野地内(下佐ヶ野交差点) ↓ (主)下佐ヶ野谷津線 賀茂郡河津町峰地内 ↓ 河津町道鍛冶屋沢線 賀茂郡河津町峰地内 ↓ 国道414号 下田市東本郷一丁目地内(中島橋交差点) ↓ 国道136号 下田市敷根地内(本郷西交差点) ↓ 下田市道敷根1号線 【終点】静岡県賀茂危機管理庁舎	【起点】沼津IC ↓ 国道1号(東駿河湾環状道路) 田方群函南町間宮地内(函南塚本IC) ↓ 国道136号(伊豆中央道・修善寺道路・天城北道路) 伊豆市矢熊地内(月ヶ瀬IC) ↓ 国道414号 賀茂郡河津町下佐ヶ野地内(下佐ヶ野交差点) ↓ (主)下佐ヶ野谷津線 賀茂郡河津町峰地内 ↓ 河津町道鍛冶屋沢線 賀茂郡河津町峰地内 ↓ 国道414号 【終点】下田市役所	【起点】沼津IC ↓ 国道1号(東駿河湾環状道路) 田方群函南町間宮地内(函南塚本IC) ↓ 国道136号(伊豆中央道・修善寺道路・天城北道路) 伊豆市矢熊地内(月ヶ瀬IC) ↓ 国道414号 賀茂郡河津町下佐ヶ野地内(下佐ヶ野交差点) ↓ (主)下佐ヶ野谷津線 賀茂郡河津町谷津地内(谷津交差点) ↓ 国道135号 賀茂郡東伊豆町稲取地内 ↓ (一)稲取停車場線 賀茂郡東伊豆町稲取地内 ↓ 東伊豆町道稲取停車場線 賀茂郡東伊豆町稲取地内(稲取駅入口交差点) ↓ (一)稲取港線 賀茂郡東伊豆町稲取地内 ↓ 東伊豆町道海岸線 【終点】東伊豆町役場

<全体ルート図>



出典：静岡県地理情報システム/Maptiles by MIERUNE, under CC BY. Date by OpenStreetMap contributors, under ODbL.

<緊急輸送ルートの目的地となる防災拠点一覧>

区分	拠点数	防災拠点名
県災害対策本部	5	県庁、賀茂方面本部、東部方面本部、中部方面本部、西部方面本部
市町災害対策本部	35	県内 35 市町の防災庁舎
災害拠点病院	22	<ul style="list-style-type: none"> <li>○東部、伊豆地域（7 拠点） 伊東市民病院、国立病院機構静岡医療センター、沼津市立病院、地域医療機能推進機構三島総合病院、順天堂大学医学部附属静岡病院、富士宮市立病院、富士市立中央病院</li> <li>○中部地域（8 拠点） 静岡県立病院機構静岡県立総合病院、静岡市立静岡病院、静岡市立清水病院、静岡赤十字病院、静岡済生会総合病院、市立島田市民病院、焼津市立総合病院、藤枝市立総合病院</li> <li>○西部地域（7 拠点） 磐田市立総合病院、掛川市・袋井市病院企業団立中東遠総合医療センター、浜松医科大学医学部附属病院、浜松医療センター、浜松赤十字病院、聖隷福祉事業団総合病院聖隷三方原病院、聖隷福祉事業団総合病院聖隷浜松病院</li> </ul>
航空搬送拠点	3	愛鷹広域公園、静岡空港、航空自衛隊浜松基地
合計	65	

### 3 耐震化に向けた所有者への支援制度

#### (1) 専門家派遣制度

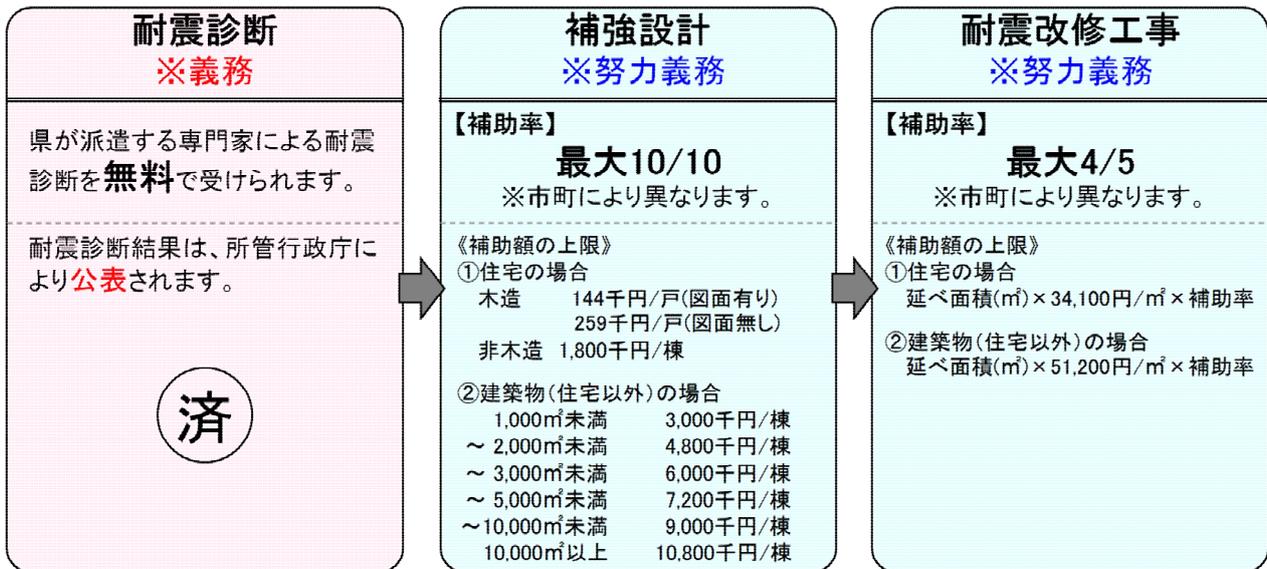
令和4年7月から、耐震性が無い建築物の所有者あて耐震化の相談や提案を行う専門家を派遣するなど、耐震化促進のための取組を進めています。

専門家派遣制度では以下のような相談対応ができます
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所有されている建築物について耐震性不足の原因をお知りになりたいとき → 耐震診断結果報告書により、建築物の耐震性が低い要因を御説明します。</li> <li>・ 耐震化に向けた耐震改修の方法や大まかな費用をお知りになりたいとき → 耐震改修する場合について、想定工法や大まかな費用（一般財団法人日本建築防災協会「耐震改修工事費の目安」を活用）等をお示しします。</li> <li>・ 耐震化に向けてどのようなことをすればよいのかわからないとき → 所有者の御意向を踏まえ、耐震診断の結果に基づいた有力な耐震化の方法を示し、耐震化に向けた助言を行います。</li> </ul>

#### (2) 耐震改修工事等補助制度

耐震性が無い建築物の所有者に対して、補強設計や耐震改修工事の補助制度により、耐震化へ誘導していきます。

（補助制度の未創設市町に対して、県は制度創設を働き掛けています。）



#### <各市町における補助制度の創設状況（令和4年12月末現在）>

耐震性が無い建築物の有無	補助制度の有無* / 補助率等*		該当市町数 / 市町名*	
	※診断義務付け対象建築物に係るもの・補助額の上限有		※印の市町には診断義務付け対象建築物無し	
有	有	補強設計10/10、耐震改修 4/5	19	(下記市町以外の市町)
		補強設計 5/6、耐震改修11/15	3	静岡市、川根本町、浜松市
		補強設計10/10、耐震改修 2/3	1	沼津市
無	無	所有者の意向に応じた制度創設を検討 (建築物の用途等により別制度の活用可)	6	河津町、南伊豆町、三島市、焼津市、 吉田町、袋井市
		—	6	富士市、湖西市、御殿場市*、 長泉町*、小山町*、御前崎市*
合 計			35	

<各市町における補助制度の創設状況（令和4年12月末現在）>

NO	市町名	担当課	電話番号	補強計画 ※1	耐震改修 ※1		
					改修	除却	建替
1	下田市	建設課	0558-22-2219	10/10	4/5	4/5	4/5
2	東伊豆町	建設整備課	0557-95-6303	10/10	4/5	—	—
3	河津町	建設課	0558-34-1952	△	△	△	△
4	南伊豆町	地域整備課	0558-62-6277	△	△	—	—
5	松崎町	産業建設課	0558-42-3965	10/10	4/5	4/5	4/5
6	西伊豆町	産業建設課	0558-55-0212	10/10	4/5	4/5	4/5
7	熱海市	まちづくり課	0557-86-6424	10/10	4/5	4/5	4/5
8	伊東市	建築住宅課	0557-32-1763	10/10	4/5	4/5	4/5
9	沼津市	まちづくり指導課	055-934-4762	10/10	2/3	△	△
10	三島市	住宅政策課	055-983-2644	△	△	—	—
11	御殿場市	建築住宅課	0550-82-4224				
12	裾野市	まちづくり課	055-995-1856	10/10	4/5	4/5	4/5
13	伊豆市	都市計画課	0558-83-5206	10/10	4/5	4/5	4/5
14	伊豆の国市	危機管理課	055-948-1482	10/10	4/5	4/5	4/5
15	函南町	都市計画課	055-979-8117	10/10	4/5	4/5	4/5
16	清水町	都市計画課	055-981-8225	10/10	4/5	4/5	4/5
17	長泉町	建設計画課	055-989-5520				
18	小山町	都市整備課	0550-76-6137				
19	富士宮市	建築住宅課	0544-22-1229	10/10	4/5	4/5	4/5
20	富士市	建築土地対策課	0545-55-2791				
21	静岡市	建築指導課	054-221-1124	5/6	11/15	—	—
22	島田市	建築住宅課	0547-36-7184	10/10	4/5	4/5	—
23	焼津市	建築指導課	054-626-2169	△	△	△	—
24	藤枝市	建築住宅課	054-643-3481	10/10	4/5	—	—
25	牧之原市	都市住宅課	0548-53-2633	10/10	4/5	4/5	4/5
26	吉田町	都市環境課	0548-33-2161	△	△	—	—
27	川根本町	建設課	0547-56-2227	5/6	11/15	—	—
28	磐田市	建築住宅課	0538-37-4899	10/10	4/5	4/5	4/5
29	掛川市	都市政策課	0537-21-1152	10/10	4/5	4/5	4/5
30	袋井市	都市計画課	0538-44-3123	△	△	—	—
31	御前崎市	都市政策課	0537-29-8732				
32	菊川市	都市計画課	0537-35-0957	10/10	4/5	4/5	—
33	森町	定住推進課	0538-85-6321	10/10	4/5	4/5	4/5
34	浜松市	建築行政課	053-457-2473	5/6	11/15	11/15	—
35	湖西市	建築住宅課	053-576-4549				

※1 補強計画や耐震改修に要する費用に対する補助額の割合です。

※2 市町により別途限度額が定められていますので、詳細は市町担当課にお問い合わせください。

※3 「△」の表示は、所有者の意向を確認後検討する予定ですので、補助を受けたい場合は、市町担当課にお問い合わせください。